

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三二号）第十七条た
だし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第十六号を、令和八年一月二十
七日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第十六号
公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十八条の規定により、令和八年一月八日執
行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史
徳島県選挙管理委員会委員室

一 場 所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室
二 日 時 令和八年一月十日 午前十一時